

中小企業支援策について

2026年3月9日

中国経済産業局 中小企業課

目次

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策
2. 貸上げ支援策
3. 価格転嫁・取引適正化対策
4. 事業承継・M&A支援
5. 生産性向上支援
6. 小規模事業者支援
7. 100億企業を目指した成長

目次

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策
2. 貸上げ支援策
3. 価格転嫁・取引適正化対策
4. 事業承継・M&A支援
5. 生産性向上支援
6. 小規模事業者支援
7. 100億企業を目指した成長

中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント (令和7年度補正予算・令和8年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 労働供給制約をはじめ、物価高、米国関税など厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者における賃上げ環境整備に向けて、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、企業の事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援を行うとともに、早期の経営改善・事業再生や事業承継・M&Aによる事業再編促進、伴走支援体制の強化などを実施
- 小規模事業者の活性化や社会課題解決に向けた地域における取組に対しても、引き続き支援
- 一連の施策に加えて、重点支援地方交付金の活用を推奨

中小企業等 関係予算	令和7年度当初 + 令和6年度補正	令和8年度当初案 + 令和7年度補正
	879億円 + 5,235億円 ※中対費全体 (R7当初) : 1,080億円	889億円 + 8,364億円 ※中対費全体 (R8当初案) : 1,079億円

【1】官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- 令和8年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底や厳正な執行を進めるとともに、取引Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間FU調査等による発注者への指導等を徹底
- 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直しなど、官公需における価格転嫁も促進

R8 当初 中小企業取引対策事業【30億円】 + **R7 補正** 【7.6億円】

価格交渉促進月間や、取引Gメン等による取引実態の把握、取適法の厳正な執行、取引かけこみ寺での相談対応等を実施

その他 「価格交渉促進月間」(9月・3月)の実施や、取適法の執行強化、振興法に基づく「指導・助言」、発注者名公表を通じた実効性向上、取引Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定・徹底等

【2】事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援

- 飛躍的な成長を目指す事業者や、持続的発展を目指す事業者など、企業の事業規模や成長ステージに応じて、成長投資や、生産性向上に向けたデジタル化、販路開拓等の設備支援等を後押し

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

※中小企業成長加速化補助金、デジタル化・AI導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A補助金

中堅等大規模成長投資補助金【4,121億円】

中堅・中小企業が、質上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援
(R7補正で新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保)

新事業進出・ものづくり補助金【既存基金の内数】

中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援

省力化投資補助金【既存基金の内数】

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【122億円】 等

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に係る取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

【3】早期の経営改善・事業再生、事業承継・M&Aによる事業再編の促進

- 資金調達の円滑化と金融規律の強化を図りながら、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援
- 経営者の高齢化が進む中、事業承継の円滑化を図りつつ、再編等を契機に変革に挑戦する企業を支援

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円】 + 【74億円】

財務上の問題を抱える中小企業等に対する収益力改善・事業再生や、後継者不在の中小企業等に対する事業承継・事業引継ぎを支援

日本政策金融公庫補給金【169億円】 + 出資金【40億円】

米国関税の影響を受ける事業者への措置を含む、日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるための利子補給

中小企業信用補完制度関連補助事業【32億円】 + 【152億円】

経営改善や事業再生に取り組む中小企業へのモニタリング強化等の信用保証制度等を通じた資金繰り支援等を実施

認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【101億円】

認定経営革新等支援機関を活用して経営改善計画の策定やフォローアップを支援

後継者支援ネットワーク事業【3.5億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベントを開催

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】（再掲） ※事業承継・M&A補助金 等

事業承継前の設備投資、M&A時の専門家費用、M&A後のPMI時の専門家費用及び設備投資、再チャレンジに伴う廃業費用等を支援

【4】伴走支援体制の強化

- 多様な経営課題に対して、プッシュ型を含む伴走支援を複数の支援機関を通じて提供

- R8
当初** 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円】 + **R7
補正** 【74億円】（再掲）
- R8
当初** 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【33億円】 + **R7
補正** 【49億円】※事業環境変化対応型支援事業の内数
各都道府県へよらず支援拠点を設置するとともに、よらず支援拠点の中に、専門サポーターが相談対応・伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備
- R8
当初** 小規模事業者対策推進等事業【62億円】
商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援
- R8
当初** 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【14億円の内数】 + **R7
補正** 【53億円の内数】
地方公共団体による小規模事業者の経営の改善発達などを支援。また、地方公共団体による複数の支援機関が連携した伴走支援モデル創出を支援
- R8
当初** 中小企業基盤整備機構運営費交付金等【193億円の内数】
中小企業の多様な経営課題に対する専門家によるハンズオン支援や、新規に海外市場の獲得を目指す事業者に対する輸出支援等を実施
- R7
補正** 事業環境変化対応型支援事業【148億円】
様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化
- R7
補正** 認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【101億円】（再掲） 等

【5】小規模事業者の活性化、社会課題解決に向けた地域における取組支援等

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援を推進するとともに、地域の社会課題解決に向けた取組や災害復旧等の取組を支援

**R8
当初** 小規模事業対策推進等事業【62億円】（再掲）

**R8
当初** 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【26億円】

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資に係る財政措置

**R7
補正** 事業環境変化対応型支援事業【148億円】（再掲）

**R8
当初** 中小企業実態調査委託費【20億円の内数】

・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析

ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を推進

・地域中小企業人材確保支援等調査・分析

人材活用ガイドライン等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進

**R8
当初** 中小企業基盤整備機構運営費交付金等【193億円の内数】 等

変革意欲のある商店街等による地域の主体と連携した事業推進体制の強化等に向け、専門家派遣を通じた伴走支援等を実施

<災害支援>

**R7
補正** なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】

令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設復旧等を支援

**R8
当初** 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【14億円の内数】 + **R7
補正** 【53億円の内数】（再掲）

局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

税制改正事項

税

中小企業技術基盤強化税制（拡充・延長）

「繰越税額控除制度（3年間）」の創設を行うとともに本税制の時限措置の適用期限を3年間延長する

税

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置（拡充・延長等）

30万円の基準額を40万円に引き上げる等の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長する

税

中小企業向け賃上げ促進税制（継続・一部見直し）

防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持する（大企業向け措置は令和7年度末で終了、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し）

税

事業承継税制（拡充等）

法人版（特例措置）及び個人版事業承継税制（贈与税・相続税ともに100%を猶予）について、特例承継計画等の提出期限の延長（法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末）を行う。また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する

税

不動産取得税の特例措置（延長）

事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を延長（2年間）する

税

インボイス制度の円滑な定着に向けた措置（その他）

免税事業者からの仕入に関する特例（8割控除）について、控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長する。インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）について、個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる（令和9年・10年分申告において利用可能）

目次

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策
- 2. 賃上げ支援策**
3. 価格転嫁・取引適正化対策
4. 事業承継・M&A支援
5. 生産性向上支援
6. 小規模事業者支援
7. 100億企業を目指した成長

賃上げ促進税制

- 中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。※ 1

全企業向け

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※ 2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援※ 3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※ 4

中小企業も活用可能！

継続雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※ 1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	1 5 %
+ 5 %（新設）	2 0 %
+ 7 %（新設）	2 5 %

前年度比 + 1 0 %
⇒ 税額控除率を 5 % 上乗せ

プラチナくるみ
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5 % 上乗せ

※ 1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※ 2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の前年度全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※ 3 プラチナくるみ認定、プラチナくるみプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみ認定、くるみプラス認定及びえるぼし認定（二段目～三段目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみ認定及びくるみプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみ認定を取得した場合に限り、適用可能。

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※ 5
（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

中小企業も活用可能！

継続雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※ 1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	2 5 %

前年度比 + 1 0 %
⇒ 税額控除率を 5 % 上乗せ

プラチナくるみ
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 % 上乗せ

※ 4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。

※ 5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

中小企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※ 1
+ 1. 5 %	1 5 %
+ 2. 5 %	3 0 %

前年度比 + 5 %
⇒ 税額控除率を 1 0 % 上乗せ

くるみ以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 % 上乗せ

※ 6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する証明書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※ 6（新設）
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト

- 本サイトでは、従業員の賃金を引き上げた際のコストを計算できるシミュレーションのほか、収益向上のヒント、補助金、助成金、税制、相談窓口など賃上げ原資確保のために必要な支援策を一覧で参照できます。

ミラサポplus ↑ 中小企業庁
賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト

賃上げに利用できる補助金、助成金、税制、相談窓口などをまとめています。



STEP1. 賃上げに必要な人件費の増加分を知る

人件費増加額シミュレーション

事業所がある都道府県

選択してください

STEP2. 商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討する

儲かる経営キツク

検討をはじめ ▶

※ツールのご利用はパソコン（PC）からお願いいたします。

STEP3. 賃上げ原資の確保に向けて対策を考える

価格交渉・価格転嫁をしたい

売上拡大・生産性向上
したい

IT活用・省力化したい

経営改善・事業再生
再チャレンジをしたい

事業承継を進めたい

- ・ 経済産業省は、中小企業・小規模事業者の賃上げ支援のために、全国で施策広報のためのキャラバンイベントを実施しています。また、支援策をYouTubeで配信しています。

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

・ 賃上げに向けた3つのステップ

Step1：賃上げ必要額の把握

Step2：自社の強みを知り、伸ばす

Step3：課題に対処する（①価格交渉・取引適正化、②売上拡大・生産性向上、③デジタル化・IT導入、④経営改善・再チャレンジ・事業再生、⑤事業承継・M&Aなど）

・ 支援策の内容（経済対策・令和7年度補正予算を中心に）

- 伴走支援の強化
- 価格交渉・価格転嫁：取適法による価格転嫁・取引適正化支援、取引かけこみ寺、価格転嫁サポート窓口、官公需対策
- 売上拡大・生産性向上：成長加速化補助金、持続化補助金、デジタル化・AI導入補助金、省力化投資支援
- 経営改善・再チャレンジ・事業再生：中小企業活性化協議会、早期経営改善計画策定支援事業（Vアップ事業）
- 事業承継：事業承継・M&A支援、事業承継・M&A補助金
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金

<https://www.youtube.com/watch?v=MTrsXeizAOg&list=PLcRmz7bR5W3m6GdvHvCbDMwZDuf9ihv9U&index=6>

目次

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策
2. 貸上げ支援策
- 3. 価格転嫁・取引適正化対策**
4. 事業承継・M&A支援
5. 生産性向上支援
6. 小規模事業者支援
7. 100億企業を目指した成長

取引適正化のための施策（法律、自主的な取組み、機運醸成）

1. 法律の厳正な執行

- ① **中小受託取引適正化法**（下請代金の減額や、**買ったたき等を禁止する規制法**。公取委が主管、中企庁も執行を共管。）
- ② **受託中小企業振興法**（望ましい下請取引の在り方「**振興基準**」を策定し、事業者に指導・助言。中企庁が主管。）
- ③ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）

2. 自主的な取引適正化の促進

- ① 業界団体による、取引適正化のための**自主行動計画**の策定、遵守。
- ② 各企業・経営者による**パートナーシップ構築宣言**(83,000社超)

3. 価格交渉・価格転嫁の周知・徹底、機運醸成

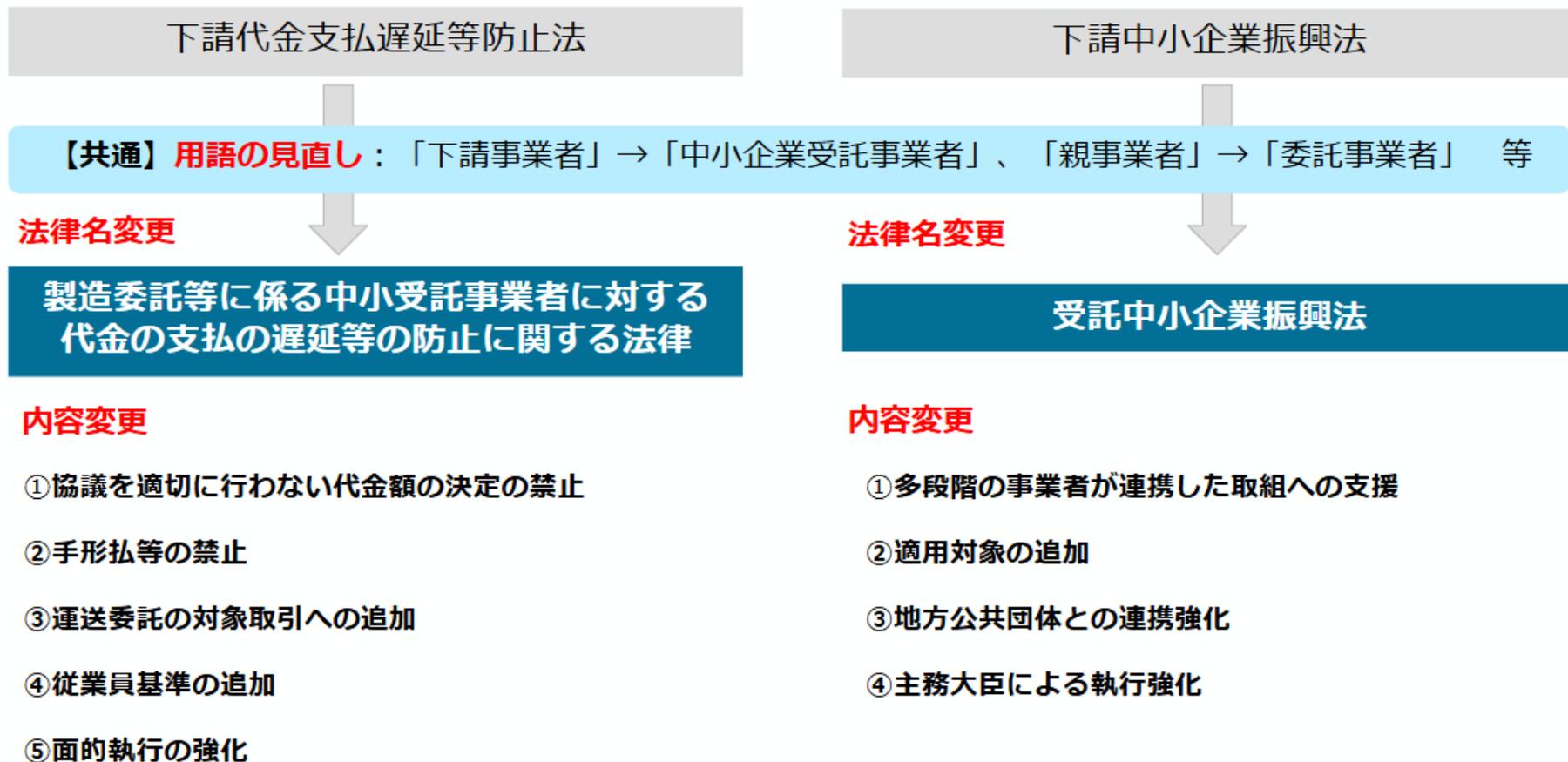
- ① **価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。**毎年9月、3月に実施**し、その後、実態調査、社名公表等）
- ② **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**（周知・徹底、**振興基準改定**）

4. 取引実態把握

- ① **下請Gメン（令6:全国330名）**が、取引実態をヒアリング。法執行・制度改善に活用
- ② 各省における取引実態把握（例：物流・トラックGメン）

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

- ・ サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向け、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和8年1月1日に施行されました。



パートナーシップ構築宣言

- 事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、**「代表権のある者の名前」で宣言**するものです。
- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携、(2) 中小受託事業者との望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守 の2点を宣言した企業を、特設ポータルサイトで公表します。
- 宣言公表企業は国等の一部補助金について加点措置が受けられる等、優遇措置が受けられます。
- 宣言文にはひな形が用意されていますが、任意記載欄も設けられています。独自の取組も盛り込んでぜひ宣言を行いましょ。

※振興基準は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき、定められたものです。



大企業・中小企業に関わらず
サプライチェーン全体での連携



原材料費やエネルギーコストを適正に転嫁
適正価格での取引実現



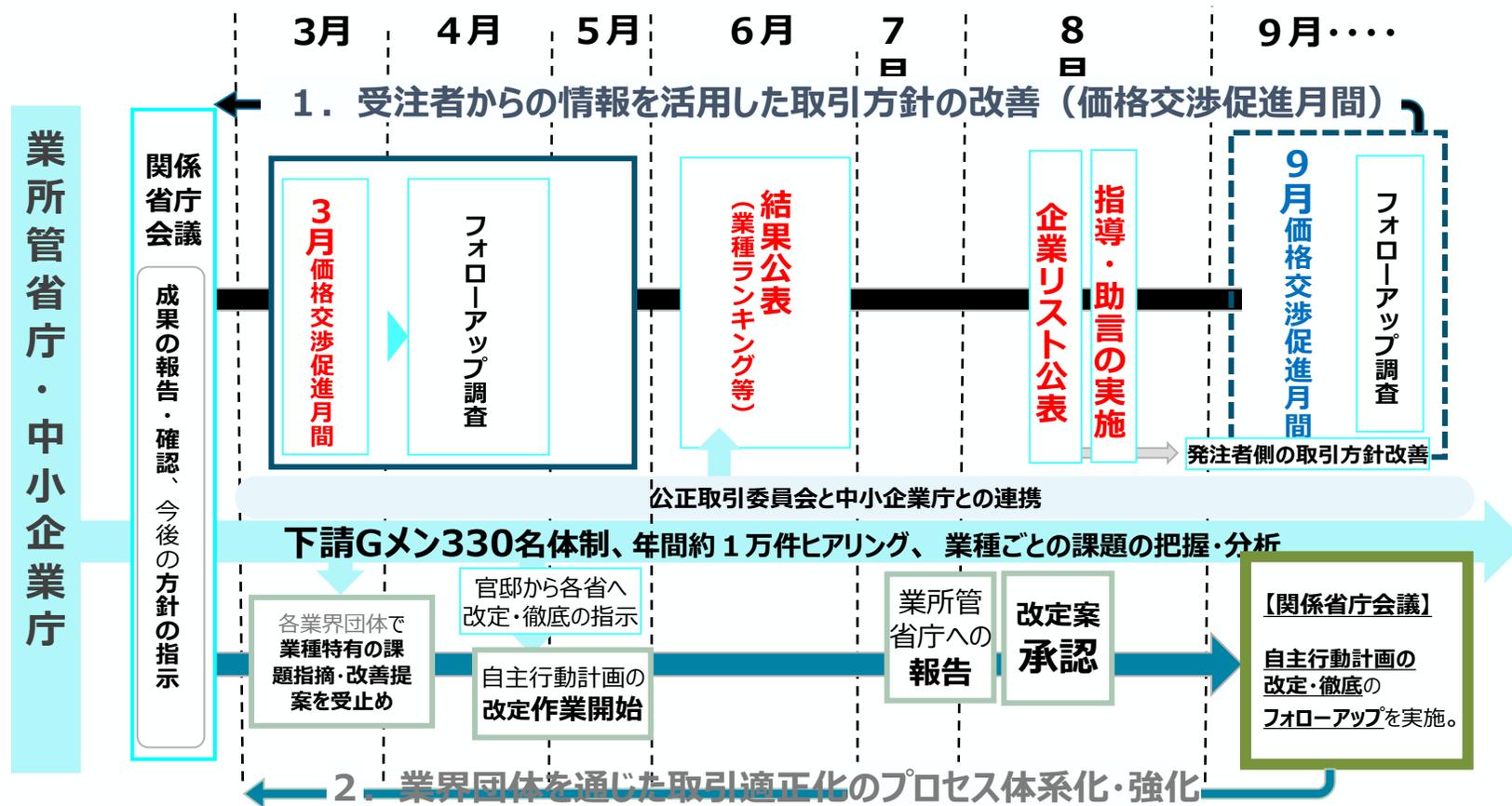
支払いは可能な限り現金で！
製造委託等代金の
支払条件改善

中国経済産業局では、パートナーシップ構築宣言企業を当局 **note** で紹介しています。
<https://chugoku-meti-gov.note.jp/m/m58b3ae1f2731>



取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 毎年2回（3月・9月）の「**価格交渉促進月間**」の取組みにより、受託中小企業から情報を収集し、その結果の公表、指導・助言等により、**個別企業の取引方針の改善を促してゆく**。
- 各業界団体においては、下請Gメンによる情報収集、課題分析に基づく**改善指摘**を踏まえ、**取引適正化のための「自主行動計画」**の改善・徹底、毎年のフォローアップにより、**業界全体での取引適正化**に取り組む。



目次

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策
2. 貸上げ支援策
3. 価格転嫁・取引適正化対策
- 4. 事業承継・M&A支援**
5. 生産性向上支援
6. 小規模事業者支援
7. 100億企業を目指した成長

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する予算・税制等の主な支援策

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の事業統合/経営革新等

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

○事業承継の相談/M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・M&A補助金（専門家活用枠）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2~2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円）

○事業承継にあたっての設備投資等支援

事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠）

5年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円~1000万円※、補助率1/2~2/3 ※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円）

○M&A後のリスクへの備え

中小M&A準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

日本公庫による金融支援

- ・日本公庫において、事業承継・M&Aにかかる経費を融資する支援制度が存在（R6に融資枠を大幅拡充）

○M&A後の設備投資等の支援

事業承継・M&A補助金（PMI推進枠）

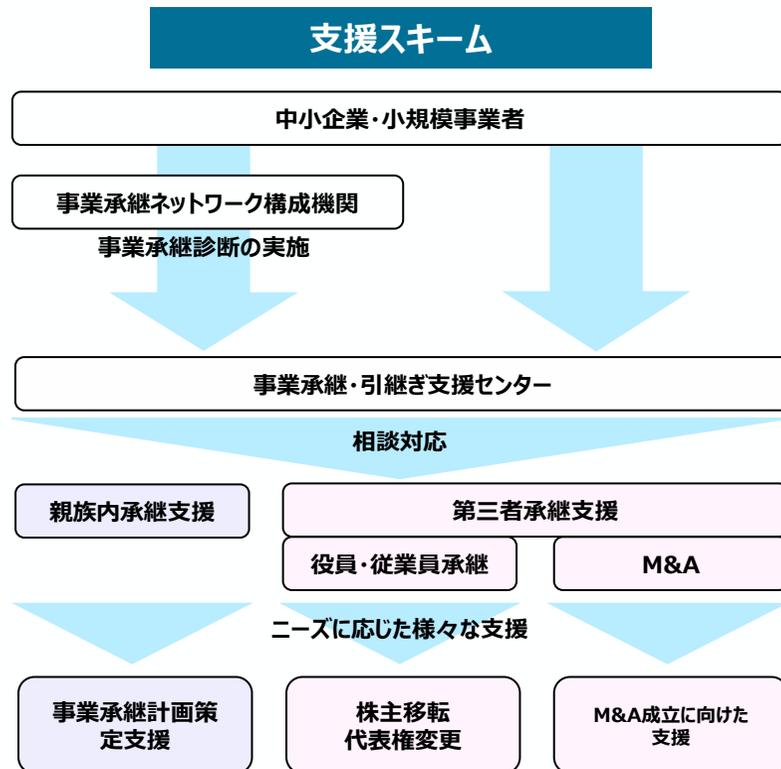
- ・M&A後の経営統合（PMI）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800~1000万円※、補助率1/2~2/3）

（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- ・ 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- ・ 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。



(注) R3年度に事業承継ネットワークと統合

事業承継税制の概要

- ・ **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- ・ **10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- ・ **個人版事業承継税制**は、**10年間限定（2028年末まで）**で、**多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2027年9月末までの計画申請が必要 ※令和8年度税制改正にて提出期限を延長予定
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2028年9月末までの計画申請が必要 ※令和8年度税制改正にて提出期限を延長予定
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

公募期間 2026.2.27～4.3（14次公募）
R7補正3,400億円の内数

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継等が対象

補助率：1/2、2/3
補助上限：800-1,000万円

- 【対象経費の例】
- 店舗改装工事費用
 - 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



- 買い手支援類型
補助率：1/3・1/2、2/3
補助上限：600万円-800万円、
2,000万円※
※：100億企業要件を満たす場合

- 売り手支援類型
補助率：1/2、2/3
補助上限：600万円-800万円

- 小規模売り手支援類型
補助率：2/3
補助上限：450万円

- 【対象経費の例】
- M&A仲介業者やFAへの手数料等
 - デューデリジェンスに係る専門家費用

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助

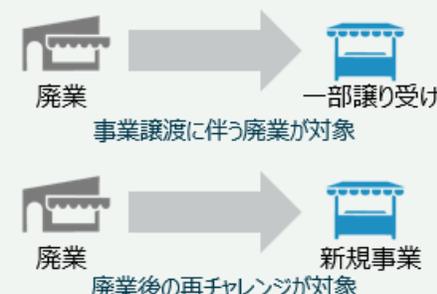


- PMI専門家活用類型
補助率：1/2
補助上限：150万円
- 事業統合投資類型
補助率：1/2、2/3※
補助上限：800-1,000万円
※：中小企業者等のうち、小規模事業者
に該当する場合

- 【対象経費の例】
- PMI専門家への委託費用
 - 設備の規格統一など、事業統合に係る
設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率：1/2、2/3
補助上限：300万円

- 【対象経費の例】
- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、
現状回復費、**土壤汚染調査費**

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充予定。

※公募回によっては、各枠の内容を変更する場合がありますので、必ず公募要領をご確認ください。なお、専門家活用枠の小規模売り手類型は15次公募以降での実施を予定しています。

目次

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策
2. 貸上げ支援策
3. 価格転嫁・取引適正化対策
4. 事業承継・M&A支援
- 5. 生産性向上支援**
6. 小規模事業者支援
7. 100億企業を目指した成長

- ・ 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金。
- ・ カタログ形式による簡易で即効性のある支援を行う「カタログ注文型」と、事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドによる省力化投資を幅広く支援する「一般型」の2類型を措置。

公募期間（一般型） 2026.2.2～2.27
R7補正等 既存基金の内数

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般（オーダーメイド）型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6～20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

IT導入補助金

支援策（設備投資）

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。平成29年度（2017年度）から実施。
- 2025事業では、最低賃金引上げへの対応促進に向けて**最低賃金近傍の事業者の補助率を増加**。更に、**IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”の対象化やセキュリティ対策支援を強化**。

公募期間 2025年度終了
R7補正3,400億円の内数

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入し て、インボイス制度に 対応	発注者主導でIT ツールを受注者に共 有し、取引先のイン ボイス対応を促す	サイバーセキュリティ 対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化）			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリ ティお助け隊サービ ス利用料 （最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大		ハードウェア購入費		
補助上限	ITツールの業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万 円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～ 150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者： 2/3 (3か月以上地域別最低賃金+50円 以内で雇用している従業員が全従業 員の30%以上であることを示した事業 者)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

※赤字は令和6年度補正予算での拡充点

令和7年度補正予算より通称「デジタル化・AI導入補助金」に名称変更

生産性向上を目指す皆様へ

令和8年1月
時点版

「デジタル化・AI導入補助金」で IT導入・DXによる生産性向上を支援！

- ❑ 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- ❑ インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- ❑ 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

＜活用イメージ・補助率等＞ ※内容は変更となる可能性がございます

枠/類型	通常枠	複数者連携デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象）		クラウド利用料（最大2年分）		サイバーセキュリティお助け隊 サービス利用料（最大2年分）（※1）
補助額	・ITツールの業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者（※2）：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

（※1）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス。
 （※2）令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者。

＜補助金の活用例＞

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

インボイス枠

- ・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

＜今後のスケジュール＞

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト

準備が整い次第、速やかに公募を開始。
※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください。



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

支援策（設備投資）

- ・ 足下の賃上げ状況等を踏まえ、基本要件を見直し。
- ・ 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充。
- ・ 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、最低賃金引上げ特例を創設。

公募期間 2026.4.3～5.8（23次公募）
R7補正等 既存基金の内数

予算額	令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数																			
基本要件	<p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① <u>付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</u></p> <p>② <u>1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上</u> 又は<u>給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</u></p> <p>③ <u>事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</u></p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく<u>一般事業主行動計画を公表等</u>（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>																			
	<p>※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、<u>事業成果を確認</u>します。</p> <p>※ 基本要件等が未達の場合、<u>補助金返還義務</u>があります。</p>																			
支援内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製品・サービス高付加価値化枠</th> <th>グローバル枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化</td> <td>海外事業の実施による国内の生産性向上</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）</td> <td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2">大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td> <td>中小企業1/2、小規模2/3</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2">最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td> </tr> </tbody> </table>			製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠	概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上	補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準		補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3	(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	
	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠																		
概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上																		
補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）																		
(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準																			
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3																		
(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること																			
補助対象経費	<p><共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p><グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p>																			
その他	収益納付は求めない。																			

目次

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策
2. 中小企業・小規模事業者の業況
3. 価格転嫁・取引適正化対策
4. 事業承継・M&A支援
5. 生産性向上支援
- 6. 小規模事業者支援**
7. 100億企業を目指した成長

小規模事業者持続化補助金

支援策（小規模事業者）

- ・ 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。
- ・ 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。

公募期間（通常枠） 2026.3.6～4.30
R7補正3,400億円の内数

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4				2 / 3	定額 2 / 3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費				左記に加え、設備処分費、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止				令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定

目次

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策
2. 賃上げ支援策
3. 価格転嫁・取引適正化対策
4. 事業承継・M&A支援
5. 生産性向上支援
6. 小規模事業者支援
7. **100億企業を目指した成長**

成長志向の事業者を支援する体制の構築

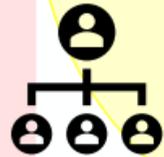
- ・ 潜在力ある中小企業を成長モードに変化させていくには、まずは「経営者が本気で取り組み、圧倒的に不足する組織能力を補いながらやり遂げていく」ことが必要。政府は、こうした経営者の挑戦姿勢を後押しする。
- ・ 成長支援のソフトインフラを整備し、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築する。

機運醸成

- 経営者に「気づき」のきっかけ(戦略的広報)
- 「100億宣言」による波及的拡大

「組織づくり」

- 急成長を支える人材確保（「社長の右腕」）
- 組織システムの高度化（CXO機能等）



③ 成長シナリオを
実現できる「組織」

① 経営者の意思



100億企業創出
に向けたメカニズム

「経営力」の向上

- 気づきやシナジーを生むネットワーキング
- 経営者向け研修 など

② 事業戦略を磨き

「売上高」を飛躍的に拡大



成長投資の後押し

- 中小企業成長加速化補助金
- 経営力強化税制の拡充
- リスクマネー供給 など

「100億宣言」について

- ・ 「100億宣言」は、経営者が会社を成長させることを自らコミットし、対外的に公表するものであり、経営者の成長への持続的な動機付けとなる。宣言検討の過程において、自社の資源を直視し、目まぐるしく変化する外部環境も取り入れながら、成長実現への道筋を熟慮することにもつながる。
- ・ また、他の経営者の100億宣言が、成長のポテンシャルはあるものの大胆な挑戦へ踏み出せていない経営者に対して、成長のきっかけや動機付けを提供する。さらに、高い成長を目指す経営者を可視化することで、中小企業の飛躍的成長を応援する社会の機運醸成を図り、飛躍的成長に向けて取り組んでいる/取り組もうとしている経営者の成長意欲の持続・さらなる向上にも繋げていく。
- ・ 次々と成長企業を生み出すエコシステムの中核として、100億宣言を開始する。

※令和7年5月8日受付開始。宣言企業数2,381社（令和8年2月20日時点）。

【宣言に記載する具体的な内容】

- ① 企業概要
- ② 企業理念・経営者の意気込み
- ③ 売上高100億円実現の目標と課題
- ④ 売上高100億円に向けた具体的措置（取組）

【宣言のメリット】

- ✓ 宣言取得による補助金等の活用
 - 成長加速化補助金（5/8公募開始）や、経営強化税制の拡充措置（夏～）等の活用が可能
- ✓ 経営者ネットワークへの参加
 - 宣言を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて繋がれるネットワークを構築（秋～）
- ✓ 宣言マーク活用による自社PR
 - ※商標登録出願中宣言の公式ロゴマークを活用した自社PR



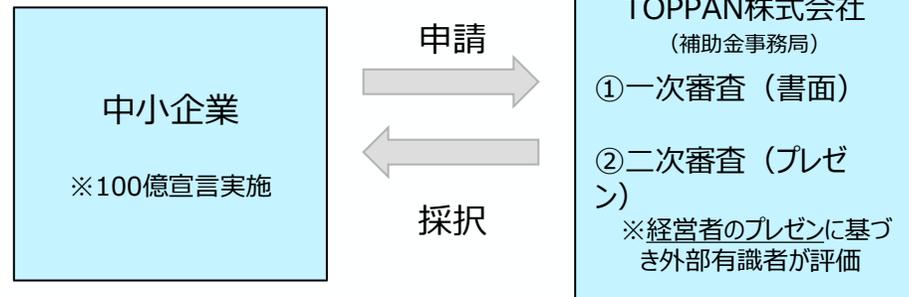
中小企業成長加速化補助金

- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援。**

公募期間 2026.2.24～3.26（2次公募）
R7補正3,400億円の内数

項目	内容
1 上限額	5億円（補助率1/2）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）
4 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画（賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間）
5 対象経費	建物費、機械装置費、外注費 等

【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

- | | |
|-------|---|
| 経営力 | <ul style="list-style-type: none"> ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業）） ②外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等） ③適切な成果目標・管理体制 ④グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果 |
| 波及効果 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤賃上げ水準（要件値を上回る場合） ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等） ⑦地域のモデル企業としての取組（下請取引先に対する取引姿勢、防災等のレジリエンス、女性活躍等） |
| 実現可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧早期に実施可能な経営体制 ⑨財務状況（ローカルベンチマーク） ⑩金融機関のコミットメント |

💡【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

中堅・中小成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足下の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

項目	内容
1 補助上限額	50億円（補助率1/3以下）
2 補助事業期間	原則として、交付決定日から最長で2028年12月末まで
3 補助対象者	中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小・スタートアップ企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10者）も対象 ※みなし大企業は補助対象外
4 補助事業の要件	①投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※100億宣言企業は投資額15億円以上 ②賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた目標を達成できなかった場合、未達成立に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）。
5 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等※）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※本社機能の一部移転・新設を含む
6 審査方法	一次審査（書類）、二次審査（外部有識者へのプレゼンテーション） 【審査項目】①経営力、②先進性・成長性、③地域への波及効果、④大規模投資・費用対効果、⑤実現可能性
7 スケジュール	公募期間：2026年春

公募期間 2026年春予定
R7補正4,121億円

中小企業新事業進出補助金

- 既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

項目	内容								
1 補助上限額	<table border="0"> <tr> <td>従業員数20人以下</td> <td>2,500万円（3,000万円）</td> </tr> <tr> <td>従業員数21～50人</td> <td>4,000万円（5,000万円）</td> </tr> <tr> <td>従業員数51人～100人</td> <td>5,500万円（7,000万円）</td> </tr> <tr> <td>従業員数101人以上</td> <td>7,000万円（9,000万円）</td> </tr> </table> <p>※補助下限額750万円 ※大幅賃上げ特例事業者（事業計画期間において①事業場内賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ（括弧内の金額）（補助率1/3以下）</p>	従業員数20人以下	2,500万円（3,000万円）	従業員数21～50人	4,000万円（5,000万円）	従業員数51人～100人	5,500万円（7,000万円）	従業員数101人以上	7,000万円（9,000万円）
従業員数20人以下	2,500万円（3,000万円）								
従業員数21～50人	4,000万円（5,000万円）								
従業員数51人～100人	5,500万円（7,000万円）								
従業員数101人以上	7,000万円（9,000万円）								
2 補助率	1 / 2								
3 補助事業期間	交付決定日から14ヶ月以内（ただし採択発表日から16ヶ月以内）								
4 補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等								
5 基本要件	<p>中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業*への挑戦を行い、</p> <p>※事業者にとって新製品（又はサービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること</p> <p>①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等</p> <p>の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。</p> <p>※②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求める。ただし、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。</p>								
6 補助対象経費	機械装置費・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、公告宣伝・販売促進費								

公募期間 2026.2.17～3.26（3次公募）
 R7補正等 既存基金の内数

大胆な投資促進税制の創設（令和8年度要求）

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**する。

概要

対象業種	原則全ての業種を対象
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア） 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）※投資計画期間中の総額 投資利益率：15%以上
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） <ul style="list-style-type: none"> 控除上限：法人税額の20% 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） <ul style="list-style-type: none"> 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画について、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。